

商品概要説明書

株式会社 鹿児島銀行

平成30年4月1日現在

1. 商品名	・かぎんゆうゆう定期
2. ご利用いただける方	・障害（遺族）基礎年金、老齢福祉年金、児童扶養手当等を受給している方。ただし、対象となる年金・手当等の振込がある場合に限りです。 ※なお、対象となる年金・手当等の振込がある場合でも、等級やお子様の年齢等によってご利用できない場合がありますので、詳しくは窓口にお問合せください。
3. 期間	・預入期間1年のスーパー定期またはスーパー定期300（証書式定期預金のみお取扱いいたします。なお、自動継続のお取扱いはできません）。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1円以上300万円以内 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻しいたします。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・スーパー定期またはスーパー定期300の1年ものの店頭表示利率＋ 上乗せ金利0.10% ①上乗せ金利については、市場金利等を勘案したうえで見直しを行い決定いたします。 ②金利については窓口へご照会ください。 ・満期日以降に一括してお支払いいたします。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割で計算いたします。
7. 課税	・利息の20%（国税15%、地方税5%）が源泉分離課税されます。 ※復興特別所得税が付加されることにより、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税となります。 ・障害者等の少額預金利子の非課税制度の対象となるお客様は、マル優の対象となります。
8. 付加できる特約事項	・マル優制度の利用が可能です。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約される場合は、預金規定にもとづき、預入期間に応じた中途解約利率により計算した利息とともに払い戻しいたします。 <実際の預入期間> <中途解約利率> 6か月未満 ……解約日の普通預金利率 6か月以上1年未満…（預入日6か月ものの約定利率＋上乗せ金利）×70%
10. その他参考となる事項	・満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・取扱期間：平成30年4月2日～平成30年9月28日 ・預金保険制度の対象となります。 （1預金者につき決済用預金以外の対象預金の合計で元本1,000万円までとその利息等が保護されます）
11. 当行が契約している 指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

